

静岡県告示第715号

漁業法（昭和24年法律第267号）第88条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施する場合の、許可の内容たるべき事項、許可の申請期間並びに許可の有効期間を次のように定める。

令和3年9月10日

静岡県知事 川勝平太

1 許可の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業
- (2) 漁業の名称 ぶり、あじ、さば定置漁業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置 静岡県伊東市富戸地先
- (5) 漁場の区域
(6) のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- (6) 点の位置
基点第8号 伊東市富戸港南防波堤先端に設置した標識
(北緯 34 度 53 分 47.8218 秒、東経 139 度 08 分 00.1763 秒)
イ 基点第8号から真方位 53 度 00 分 1,080 メートルの点
ロ 基点第8号から真方位 19 度 00 分 860 メートルの点
ハ 基点第8号から真方位 14 度 00 分 470 メートルの点
ニ 基点第8号から真方位 69 度 00 分 520 メートルの点

2 許可の申請期間

令和3年9月13日から同年9月22日まで

3 許可の有効期間

許可の日から令和5年8月31日まで